

後期高齢者医療で受けられる「給付」のお知らせ

医療機関にかかるとき

被保険者証(保険証)を必ず医療機関に提示してください。窓口での支払いは医療費などの1割または3割です。

医療費の全額を支払ったとき

次の場合、申請により支払った費用の一部が払い戻されます。必要な書類を添えて保険年金課に申請してください。

- やむをえない事情で、被保険者証を持たずに医療機関を受診したとき
- 医師が必要と認めた治療用装具(コルセットなど)を作ったとき
- 海外旅行中に医療機関を受診したとき(※別途お問い合わせください。)

申請に必要なもの

- ・被保険者証・預金通帳またはキャッシュカード・医師の証明書
- ・領収書など

医療費が高額になったとき

1か月の医療費が高額になった場合は、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します(所得区分ごとの自己負担限度額は前年の所得によって決まり、人によって異なります。市公式ホームページに計算方法を掲載しています。)

高額療養費に該当したときに個別に通知しますので、登録申請書により振込口座をお知らせください。その後の高額療養費は、自動的に口座に振り込まれます。

なお、所得区分によっては、限度額認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示することで、同じ月、同じ医療機関での医療費などを自己負担限度額までに抑えることができます。

各証の交付には手続きが必要ですので、入院する場合などは、保険年金課にお問い合わせください。

死亡したとき

葬祭を行ったかた(喪主)に葬祭費として5万円が支給されます。

申請に必要なもの

- 葬祭を行った証明書類(会葬礼状、領収書など)
- 亡くなったかたの被保険者証
- 喪主の預金通帳またはキャッシュカード

なお、高額療養費などの返還にあたり、相続人代表の申し立てをしていただきます。

申請に必要なもの

- 相続人代表のかたの印鑑、預金通帳またはキャッシュカード

交通事故などにあったとき

交通事故など第三者(加害者)による行為でけがをした場合、「第三者行為による被害届」の手続きをすることにより、後期高齢者医療で治療を受けられます。

この場合、後期高齢者医療で治療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

加害者から治療費を受け取った場合や示談を済ませた場合は、後期高齢者医療で治療が受けられなくなることがありますのでご注意ください。



問合せ 保険年金課後期高齢者医療担当 ☎0480(92)1111 内線147・148

国民健康保険

特定健康診査(自己負担無料)の受診期限が迫っています

市では、皆さんの健康保持及び医療費適正化のため、国民健康保険特定健康診査の受診をお勧めしています。

今年度の実施期間は12月28日(火)までです(医療機関によって診療日が異なります。)

期間終了間際は大変混み合いますので、まだ受診していないかたは、早めに予約をお願いします。

また、通院中でも特定健康診査を受診できますので、医療機関にご相談ください。

(今年度に入園ドックを受診したかたや受診予定のかたは受ける必要はありません。)

受診方法

5月下旬に対象のかたに送付した令和3年度特定健康診査のご案内をご覧ください。

特定保健指導を利用してみませんか

特定健康診査を受診した結果、腹囲や高血圧、高脂血、高血糖などにより特定保健指導の対象になったかたに、生活習慣の見直しや改善のための支援を行っています。

ぜひ、この機会にご利用ください。

※対象者には個別に通知します。

※高血圧、糖尿病、脂質異常の治療で服薬している場合は、対象となりません。



問合せ

保険年金課国民健康保険担当
☎0480(92)1111
内線142・144